

令和3年度介護支援専門員更新研修（専門研修）実施要領

(R3. 4. 15 一部修正)

1 目的

(1) 介護支援専門員更新研修（実務経験者対象）

介護支援専門員証の有効期間の更新時に研修の受講を課すことにより、定期的な研修受講の機会を確保し、介護支援専門員として必要な知識及び技術の向上を図り、専門職として能力の保持・向上を図ることを目的とします。

(2) 介護支援専門員専門研修 ※課程 I のみ

現任の介護支援専門員に対して、一定の実務経験をもとに、必要に応じた専門知識、技能の習得を図ることにより、その専門性を高め、もって介護支援専門員の資質向上を図ることを目的とします。

2 研修実施機関

社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会（鳥取県指定研修実施機関）

3 受講資格（対象者）

《共通要件》

- ①鳥取県の介護支援専門員登録者
- ②自己実践事例の提出が可能な方

《個別要件》

(1) 介護支援専門員更新研修（実務経験者対象）

- ・介護支援専門員証の有効期間中に実務に従事した経験があり、介護支援専門員証の有効期間の更新を希望する方。 ※実務経験の期間の定めはありません。
- ・介護支援専門員証の有効期間が令和4年1月～令和5年12月（平成34(2022)年～平成35(2023)年）に満了する方。

(2) 介護支援専門員専門研修 ※課程 I のみ

- ・介護支援専門員としての実務に従事しており、就業後6か月以上の方。
※ただし、介護支援専門員証の有効期間が3（1）の更新研修に該当しない方。
※修了した場合、更新時に更新研修 課程 I が免除されます。

【実務経験について】

介護支援専門員として実務に従事していると認められる範囲は、下記の事業所または施設において、介護支援専門員として就労している場合です。これらの事業所や施設で就労したとしても、単に要介護認定のための調査業務を行っていた場合や、利用者やサービス提供者と連絡調整のみを補助的に行っていたのみで、計画書の作成を行っていなかった場合は実務経験としては認められません。

ただし、指定居宅介護支援事業所の管理者としての経験については、実務経験として認められます。

- ・居宅介護支援事業所
- ・特定施設入居者生活介護に係る居宅サービス事業所
- ・小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び、地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護、複合型サービスに係る地域密着型サービス事業所
- ・介護保険施設
- ・介護予防特定施設入居者生活介護に係る介護予防サービス事業所
- ・介護予防小規模多機能型居宅介護及び、介護予防認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型介護予防サービス事業所
- ・介護予防支援事業所
- ・地域包括支援センター

4 研修期間

	課程等	対象者	受講期間
①	課程Ⅰのみ（全12日間） ※資格更新のためには、証の有効期間内に課程Ⅱの受講も必要です	<ul style="list-style-type: none"> 更新研修（実務経験者対象） 受講者 更新1回目 専門研修受講者 	6月～9月
②	課程Ⅰ及び課程Ⅱ（全20日間） ※課程ⅡはCコースを受講いただきます。	<ul style="list-style-type: none"> 更新研修（実務経験者対象） 受講者 更新1回目 	6月～12月
③	課程Ⅱのみ（全8日間） ※A～Dのいずれか1コース	<ul style="list-style-type: none"> 更新研修（実務経験者対象） 受講者 更新1回目（課程Ⅰ修了） 更新研修（実務経験者対象） 受講者 更新2回目～ 	A コース 7月～9月
			B コース 7月～11月
			C コース 9月～12月
			D コース 9月～1月

《注意》

※1回目の更新研修対象者は、資格更新のためには、証の有効期間内に課程Ⅰ及び課程Ⅱの受講が必要です。なお、今年度 課程Ⅱを受講する場合は、Cコースを受講いただきます。

※2回目以降の更新研修対象者は、課程Ⅱを受講してください。ただし、前回の更新時に、実務研修（実務未経験者向け更新研修）を受講して更新した場合は、今回1回目の更新対象者にあたりません。

※申込の状況より、御希望の日程で受講いただけない場合があります。また、定員を大幅に下回る場合は、一部コースを減らして開催することがあります。

※定員を超過した場合、令和2年度の受講決定者、介護支援専門員証の有効期限が早い方の順に優先いたしますので御了承ください。

5 研修日程・内容等

「令和3年度 介護支援専門員更新研修プログラム」に沿ってZOOM機能を用いたオンライン研修を実施します。別紙1「オンライン研修の受講について」を参考に受講環境の確認をお願いいたします。なお、日程等について変更になる場合がありますので御了承ください。

6 定員

課程Ⅰ（56時間）：120名

課程Ⅱ（34時間）：300名（75名×4コース）

7 受講料等

	課程	受講料	テキスト代	合計
①	課程Ⅰのみ	32,000円	5,280円	37,280円
			4,950円	36,950円
②	課程Ⅰ及び課程Ⅱ	50,000円	9,680円	59,680円
			9,020円	50,020円
③	課程Ⅱのみ	18,000円	4,400円	22,400円
			4,070円	22,070円

※本研修においては、一般社団法人日本介護支援専門員協会のテキストを使用します。

・課程Ⅰ 「3訂 介護支援専門員研修テキスト 専門研修課程Ⅰ」 5,280円（税込）

・課程Ⅱ 「3訂 介護支援専門員研修テキスト 専門研修課程Ⅱ」 4,400円（税込）

※受講料及びテキスト代は、受講決定後に指定口座へお振込みいただきます。振込先は、受講決定通知に記載します。

8 受講手続き（別紙2「受講申込手続きの流れ」参照）

「介護支援専門員研修(ケアマネ研修)」専用ページにアクセスいただき、受講申込フォームに入力・送信してください。

【提出期限】 令和3年4月22日(木)

(注) 令和2年度の受講決定者も再度申込みが必要です。

9 受講決定について

(1) 申込書に記載された御自宅の住所へ、令和3年5月28日(金)までに、受講決定通知を送付いたします。期日を過ぎても届かない場合は6月1日(火)以降、必ず御連絡ください。

(2) 申込者が定員を超えた場合は、令和2年度の受講決定者、証の有効期限が早い方を優先に先着順により決定します。

※原則、受講決定通知に示した日程(コース)で受講いただきます。

10 オンライン研修の受講について

「介護支援専門員研修(ケアマネ研修)」の受講者専用ページに研修のお知らせ及び資料等の掲載を行います。資料は各自で印刷し、研修当日までに御準備ください。オンライン研修の受講に必要な「ZOOMの招待URL、ミーティングID、パスワード等」もこちらの専用ページよりお知らせします。研修プログラムに沿って各科目の案内等を御確認ください。

専用ページに入るにはパスワードが必要です。パスワードは受講決定時にお知らせいたします。

本研修では、各受講生にZOOM機能を使って受講していただきます。研修開始前に操作に関する講習会を行いますので受講をお願いいたします。詳細につきましては受講決定時にお知らせいたします。

11 事例提出について

以下の科目の演習で事例を扱いますので、課程ごとで自身の実践事例*の提出が必要です。

※専門員証の有効期間内の実践事例を提出していただきます。

事例を提出できない場合は受講いただけません。

《課程Ⅰ》

- ・科目 第②～③日目「ケアマネジメントにおける実践の振り返り及び課題の設定」
- ・内容 各自の持ち寄り事例により、ケアマネジメントプロセスを再確認するとともに、実践の点検を行う。
- ・提出 自身の担当事例(1事例)を指定様式にまとめ、提出していただきます。
※事例提出に関する詳細は、研修第①日目のオリエンテーションで説明します。

《課程Ⅱ》

- ・科目 第②～⑧日目「ケアマネジメントにおける実践事例の研究及び発表(事例研究)」7科目
- ・内容 各自の持ち寄り事例から、他の事例にも対応できる事項を抽出したり、地域課題をとらえ、多職種連携や社会資源への働きかけへと展開したりする方法の修得を目的に演習を行う。
- ・提出 自身の担当事例(7類型)を指定様式にまとめ、提出していただきます。
※第②～⑧日目の7科目において、毎回事例が必要です。事例提出に関する詳細は、研修第①日目『「ケアマネジメントにおける実践事例の研究及び発表」の進め方』で説明します。

※自己実践事例の提出が原則ですが、自己実践事例を提出できない科目(類型)がある場合には、配布するテキストに掲載の事例をもとに、自己の実践事例と仮定して所定の様式により作成し提出することとします。この場合、後日事後レポートをご提出いただきます。ただし、7科目全てにおけるテキスト事例の提出は認められません。

12 修了認定について

各科目において到達目標を達成しているかについて修了評価を行います。

所定の課程を修了された方については、介護支援専門員更新（専門）研修修了証明書を交付します。

13 介護支援専門員証の更新について

介護支援専門員証の更新を行うためには、研修修了後、各自で鳥取県へ介護支援専門員証の更新手続きを行うことが必要です。

14 その他

- (1) 実務未経験者対象の更新研修は1月～3月実施予定です（案内時期は10月の予定です。鳥取県社会福祉協議会のホームページをご参照ください）。
- (2) 平成28年度より、主任介護支援専門員の更新制が導入されました。主任介護支援専門員更新研修を修了した場合は、介護支援専門員更新研修を修了したものとみなされ、介護支援専門員証の有効期間を更新できます。
- (3) 地震・台風、新型コロナウイルス感染拡大等、やむを得ない事情により研修を中止（または延期）させていただく場合がございます。研修の中止等の情報については、「介護支援専門員研修（ケアマネ研修）」専用ページにてお知らせします。

15 問い合わせ・連絡先

(1) 研修制度全般、登録・更新手続きに関すること

鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局長寿社会課 介護サービス事業・施設担当
〒680-8570 鳥取市東町一丁目220
電話（0857）26-7175

(2) 受講申し込み、その他本研修に関すること

社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会 福祉人材部 研修担当
〒689-0201 鳥取市伏野1729-5（県立福祉人材研修センター内）
電話（0857）59-6336
ホームページアドレス <http://www.tottori-wel.or.jp/>